

2020年10月19日開催 東京家庭裁判所委員会報告

第1テーマ「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」

第2テーマ「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する東京家庭裁判所の対応等について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 芹澤 眞澄 (43 期)

2020年10月19日に開催された家庭裁判所委員会について報告いたします。

1 当日は、第1テーマについて東京家庭裁判所後見センターの裁判官から、第2テーマについて東京家庭裁判所事務局からそれぞれご説明があり、1時間半を超える充実した委員会でした。

2 第1テーマについて

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）は、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和を柱としています。

まず、東京家庭裁判所（以下「家裁」という）本庁での後見等開始及び任意後見監督人選任の合計新受件数（概数）が、2012年は合計3,640件、2019年は合計3,196件と減少傾向にあることから、潜在的な人数に対して制度の利用者が少ないことやこれから制度を利用しようとする人が減っている傾向がうかがわれるとのお話がありました。

次に、基本計画に関する家裁の取組の紹介がありました。家裁は東京都社会福祉協議会が推進する「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」（以下「しくみ」という）を後押ししてきたこと、しくみは、利用者の意思決定支援（自己決定）と身上保護を重視した後見業務の実現のために、適切な後見人等の選任の支援、選任後の後見人等の支援に取り組み、都民が必要な時に安心して利用できる成年後見制度の確立をめざすことを趣旨としており、家裁はしくみによる取組を実施する区市町村等と連携し、本人情報シートの提出を受け、本人のニーズ・課題を踏まえた後見人等の属性（親族、専門職等）等を検討し適切な選任を行う、選任後においても関係機関と協力して後見人等へのサポートを継続して行うということでした。また、家裁本庁・後見センターは各専門職団体との非公式協議会等の主催、自治

体主催の連絡会等への参加、裁判官等による自治体・推進機関への視察等を行い、さらに後見人等の選任のあり方及び報酬付与基準の体系変更の検討も進めているとのことでした。課題として「地域との連携深化」と「感染症対策との活動両立」があげられました。2019年時点で約18,600人の本人の事件につき裁判官3人を含む総勢約70～80人の体制で対応する多忙な中で、さまざまな取組をされてきたことに敬服いたしました。

質問は多くが法曹以外の委員から出され関心の高さを感じました。(1)基本計画との関係で何が問題で解決をどうするのか(2)後見人等の報酬と新受件数減少の関係はあるか、との質問に(1)成年後見制度の運用が裁判所に全てかかるということではなく、家裁は地域の機関と連携することなどを通じて適切な運用をしていく(2)関係の有無はわからないが利用者に納得してもらう観点から報酬基準の検討をしているなどの回答がありました。

3 第2テーマについて

HPに掲載されている令和2年5月28日付「裁判所利用の皆様へ」と題する家裁の通知等を資料として説明がありました。弁護士の委員からの質問に対し、電話会議システムは柔軟に利用しており2020年3月以降家裁本庁に44台（立川支部を含めると合計61台）のハンズフリーホンが新たに導入された、IT化は地裁の状況をみながらの検討課題であるとの回答がありました。そのほか、感染拡大防止と事件処理の両立には、検温器の準備、調停室の感染防止策の強化など更なる体制・設備の充実が必要ではないかとの意見も出ました。

4 次回は2021年2月1日「少年事件における被害者配慮制度」がテーマです。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207